

第九章 信仰と神社、寺院

一 神社（氏神）

（一）氏の発生

人間社会の発生を考察するに、大古蒙昧の時代には禽獸が森に群れるように人間もまた男女群を成して部落生活を営んでいた。当然この男女の婚姻出産により家族というものを生じたが、當時に在っては母は分るが父が分らない。そこで血統の一番よく判る母を中心とした家族が発生、これが発達して一集団を結成したのが「氏」の初まりであった。所謂母系家族である。当時集団の統率者として、食物の配分その他一切の権利を握っていたのは女性であり、このことは天照大神の御事蹟によっても明らかである。

時代はすすみ狩猟から耕作農業に移るに及び土地は生産のための重要な財産となり、一方外敵に備える必要性から女性は当然の帰結として家庭の雑事と育児に専念せざるをえなくなり、母権は一転して父権時代に移ると共に鞏固な家族制度が確立するのである。

我が国の神話時代は丁度この母権時代から父権時代へかけての事がかなり錯綜して織りこまれていているという。

(一) 氏族制度の確立

さて氏族制度は上古時代において、社会組織の根底をなし、政治経済上重要な地歩を占めていた。すなわち共同の祖先を有する幾多の家を包含して、各家には小は数家族、大は数百家族を有し、その本家の家長が氏の長者として全体を統率したのである。更に氏には家族（氏心）の他「部民」「奴」とかがこれに隷属した。

部民は一般に部と云い、又伴とも言う。世襲的に同一産業に従事したもので、天孫降臨の時にも既に天兒屋根命、布刀玉命、天宇受売命、伊斯許理度売命、玉祖命の五伴緒をして皇孫に陪従せしめたとある。

この五伴緒とは五つの伴（部）の緒（統率者）の意味で皇孫に付随された部である。

つぎに奴は征服と犯罪によつて生じた所謂奴隸的存在である。

この部と奴は同じく氏の下に属したがこれと勿論同族ではない。

氏の長者たる家長はこのように多数の者を統率して皇室に仕えたのである。

さて氏とは如何なる意味かについては種々の説があるが、内、生血、産筋の転と云い、あるいは出づという語との関係があるとも云う。しかし氏の概念としてはある共同の祖先から出た一つの血族団体、換言すれば家族の発達して成りたつた綜合家族を表示する名儀であるといえよう。

是等の氏も年月と人々に比例してその数を増すにつれ栄枯盛衰があり、併合分裂をくり返すことになる。顯宗天皇の時來自部の小楯が山官に任ぜられ山守部の部民と共に姓山部の連を賜つたことなど一例である。

このように漸く複雑化して氏の混同を整理する必要に迫られ生じたのがいわゆる「中臣、忌部、大伴」等の氏名である。これには大体次のように分類される。

(イ)官職によるもの、例えば神と皇室との中をとりもつ「職中臣」神祭の物を齋き浄むる「齋部」など。

(ロ)住む土地の名によるもの、例えば大和葛城の国造が「大和」又は「葛城」といい、築前宗像郡に住むから「胸形」など。

(ハ)祖神の名によるもの、例えば玉祖命の子孫だから「玉祖」天津久米命のあとだから「久米部」など。

(ニ)事物によるもの、例えば嬰兒を集めて養うたから「少子部」家の門に柿の木があるから「柿本」国、郡の境に住んだから「坂合部」など。

(ホ)技芸によるもの、例えば矢を作るから「矢作」弓を作るから「弓削部」鍛冶を「鍛冶部」など。

阿波国板野郡田上郷における延喜二年(九〇二)の戸籍の古文書によると次の姓が記せられている。

粟部、物部、服部、錦部、宗我部、矢田部、家部

これから考察すると同地方は当時相当開発されていたものと考えられる。即ち粟部、矢田部は農業を意味し、物部は軍事防衛の制を、服部、錦部ではた織り、衣料の技芸を表わすからである。

その後氏の数は益々増え、その勢力、職務によって「臣」「君」「別」「直」「首」「県主」「稻置」「村主」などの姓ができた。

これらは氏の長が自から称したり、または朝廷から賜ったものといろいろあったが、別に判然とした貴賤尊卑があった訳ではなかった。その後外国(中国、三韓)等の外来文化の影響をうけて氏自体が貴賤の区別を生じ、ついには純然たる爵位にまで発達し、臣、連などの社会的地位、格式が確立するのである。

(三) 氏の上と祭祀^{かみ}

前述のとおり氏の家長は氏族を代表して朝廷に仕え、内にあつては氏族の統率を行ったのであるが、平素の重要事は何といつても祭祀であつた。

この祭神は一体いかなるものであつたかが極めて重要であるが、自己の血族であり、自己に最も近い関係を有し、影響を与えた祖先に対して畏敬、崇拜の念を捧げ、これを祀ることは洋の東西を問わず共通の答えであることから、当然その氏の祖神「氏神」であつたことは容易に想像されるのである。

(四) 祖先崇拜

祖先崇拜の根本は恐怖の感に発するものと云われている。太古人間が物を生産することを知らず、物資の豊富な土地を求めて漂泊した遊牧の時代には食物が想像以上に貴重であり、重要視された。このため人間が年をとり働けなくなるのと之を殺し食物の減少を防いだのである。しかし一方この死者の靈魂を鎮めるために生存者と同じく供物を捧げたのである。若しこれを怠れば饑えた祖先の靈魂が怒り、生者に祟りをなし禍があると信じられていた。この為その怒りを和めんとする恐怖の心に祖先崇拜の起源があるといふのである。

しかし稲作農業の伝来による定着時代となって人間自から物資を生産するようになると、物の豊富、人智の発達による道徳の向上から、老人を尊敬する風潮が生れ、親子の間は温かい親愛の情に結ばれるに至つて、死者の靈魂も又子孫に好意をもつと考えられるに至つて、今迄の闘争的恐怖の念をもつてした祖先崇拜が一転して自分達子孫を保護

してくれる祖霊に対する温かい感謝の念と、敬虔なる祈りを以ってするようになったのである。

吾が国の神話においても、恐怖の念をもって祖霊を祀ったという事実はなく、終始麗わしい崇敬の情に充たされている。

これは既に神話時代が遊牧の時代を過ぎて定着の時代にいたと同時に吾が神道にかかる動物的色彩を含んでいない純一さを誇りとすべきではあるまいか。

(五) 氏神と祖神

氏神崇拜または氏神の特に強調されたのは、中古藤原氏の春日神社を始め、当時盛行した氏神祭から来たものであって、それ迄は氏神と云う事が特に強調される必要がない程当然崇敬されていたのである。故にこの氏神強調は氏族制度の発達から来るとも解されるが、その反対に氏族觀念の衰退を憂慮する行政者の立場から特に之を強化せんとする手段と解する向もある。中古以降の氏神崇拜は特に後者の念が強いようにも思われる。すなわち、氏神と祖神の違いの多いのを見るのも、逐次氏族制度が崩壊して、すでに貴族の間にもみ残されていたからである。

極上古には氏神と祖神は全く同一であった。処がその後世の進歩につれ、社会状態の変化から氏神にいろいろの種類ができて来たからである。

「旧事本紀」の「天孫本紀」伊香色雄命の条に、

「磯城瑞籬宮御宇天皇御世云々、遷建布津大神社於大倭国山辺郡石上邑。即天祖授饒速日尊自天授来天璽瑞宝、同共藏斎号曰石上大神、以爲国家亦爲氏神崇祠爲鎮」

とあり、これは氏神の見えた始めであるが、氏神思想の強調された後世にこれをあてはめたのかも知れない。

かかる故に上古に於いては、当然氏神即祖神であったのが氏神の強調された以来の文献に従えば必ずしも氏神即祖神ということにはならないのである。

(六) 氏族制度の崩壊と氏神の変遷

上古に於いて吾が国政治社会組織の根底を為していた氏族制度も、時代の推移と共に次第に衰滅を免れ得なかつた。即ち応神、仁徳の時代から雄略天皇の頃に至つて、次第に国力の充実と併せて帝権拡張されるに及び、一方氏族も次第に相競い相争い、いわゆる弱肉強食の例にもれず遂に蘇我氏独り残つたが、これも亡んで大権は天皇に帰することになつた。

また人口、耕地の増加拡大は精神的血族関係よりも経済的地域関係がより多くの意義と現実的価値を見出すことになり、その上儒教仏教の王道思想と平等思想が個人の觀念をつよめ、蘇我氏の滅亡を契機として氏族制度を破壊し是に代つて郡県制度の成立を見るに至つたのである。

ここに於いて氏神も古代の如き氏族としての氏神は藤原氏の如き一部の貴族を除いて一般には存在しなくなつていたが、一旦出来た神社はすべて永久的なもので廢されるということがないので、従来氏族中心の信仰がこれに代つて地域の集落の人民の連帶的信仰として受継がれたのである。

ところが郡県制度の社会もまた時代の推移と共に崩壊して再び中央において勢力ある諸氏が政權を壟断して貴族門閥の強力なる団体を形成した。一方地方でも中央において不遇の貴族が国司の任命による地方永住によつて次第に勢力を扶植し再び土地人民を私有していわゆる地方豪族の発生となり、これが更に武家の勃興となつて昔時の氏族制度を再現することになるのである。ここにおいて往古の氏神は若干その色彩を異にはするが、再び氏神として崇敬され

るに至った。

さて上古の氏族制度では奴を除く全部が氏子として濃淡深淺の差こそあれ血縁を以って結ばれたのに反し勃興した豪族はその支配層のみ同血族であるが、その地域に包含される住民の殆んどは血縁には何の繋がりももたず土地の制約と統率する豪族の権力のもとに結ばれたにすぎない。すなわち経済的には結合の必要性をもつが有機的な精神結合としては何もないのである。云い換えれば利害關係にのみ結ばれる集団であるが、所詮統制ある集団ではなく極めて脆い所もあつたのである。

是において豪族たちは己の祖神または崇拜する神を氏神として奉斎し、地域住民の精神的結合を計つたであろうことは想像に難くない。

元来祖先崇拜、家族制度の發達した吾が国の事であるからいわゆる源平藤橘の如く其の家系を明らかにしその祖神を奉斎する便宜を有していたであらうが、土民、上り者にはその奉斎すべき神がない。そこで神威赫々たる神を遷して來つて氏神としその地域（領土内）内の精神的結合を図つたのである。

二 産土神、宇夫須那神

「ウブスナ」「ウブシナ」「ウブガミ」と云う。ウブは勿論生むの義であり、スナは砂の意又は住むの意である。要するに各人の本居即ち産出する土地を云う、その産土を守護する意味で「産土神」と書く。

「神道名目類集抄」には「産土」「産神」とあり産土とは出生せし本土であり、婦女安産をかかぬ神社に祈り社の砂を受けて來て産の守りとする。故に産社というのである。

「塵添壘藁抄」における「尾張風土記」に、「尾州葉栗郡宇夫須那社あり、廬入姫誕生産尾(屋か)の地也故に此号あり、廬入姫命いはいりひめのみことは景行天皇の御宇の人也、又強き神の心なけれども只所生の祈りをうぶすなと云うなり。」とあり、宇夫須那の意がはじめて出て来る。

また三代実録に清和天皇のとき讃岐の国宇夫須那神(註 香川県宇多津町宇夫須那神社、祭神大己貴命(旧県社))に従五位下の神階を奉ったとあり、可成り古くより産土神の名称があつたことがわかる。

産土神本来の意味は人々の生れた土地の神であり、氏神は血縁関係を主とするものであるが何時しかこれが混乱し産子と氏子が同意語となつて了つたのである。

さて大豊の地にはどのような神が村々に祀られているのであろうか、その祭神、由緒についてはつぎの通りである。

若一王子宮

西豊永寺内字奥の宮 鎮座

旧社格 郷社

祭神 天照皇大神

紀州熊野より勧請仁平年中再興と伝記にあり。其の年月未詳 当社は古来より領主、国主、藩主の崇敬厚く、長宗我部元親以前は、豊永氏代々豊永三郷を領し当社を造営す。(豊永三郷とは現在の本山、田井、吉野、東本山、天坪、東豊永、西豊永の各村及び徳島県美馬郡東根谷山、西根谷山、三好郡三名の各村で)と寺内豊楽寺御堂修覆奉加帳及び棟札にあり。

南路志に。「寺内村古城豊永氏代々領す。」

土佐遺語に、「豊永氏世々領す。長岡郡豊永山小笠原備中守源豊永之裔也と云う。」



若 一 王 子 宮

長宗我部氏四国統一に及び豊永氏と婚を通じ、豊永氏、長宗我部氏が当社を崇敬し社殿を造営修復す。棟札に、天正二甲戌年当宮御再興大檀那 長宗我部秦氏元親本願豊永内藏助貞資、天正五丁巳年霜月八日当宮御再興大旦那 長宗我部元親公奉行豊永内藏助貞資とあり、山内氏入国するに及び慶長九年社領寄進す。

南路志に「社領耆反 豊楽寺祢宜、畠耆反、令扶助之旨令可領知者也」

慶長九霜月六日 一豊御印判 豊永之内 大田寺祢宜へ

慶長十二年以降、代々山内家社殿を造営す。奉新造立若一王子宮一社、慶長十年己霜月七日大壇那国主、山内対島守康豊公奉行、山内因幡守、

寛文乙巳年三月七日、土佐大守忠豊公

寛永十四年丁丑霜月八日大壇那土州大守忠義公とあり。豊永三郷の総鎮守なりしが、現在寺内の産土大神なり。

境内社領 四丁一反五畝七歩

本殿 王子造り 拜殿、神饌所、社務所

境内神社

鎌倉八幡宮、星神社、大西神社（小笠原備中守を祭る）

境外神社

雨宝水神宮（箕瀨水神）、琴平神社、上泉山神

祭社日九月十二日 神輿、百々手の行事あり。

貴船神社

西豊永安野野日浦の宮鎮座

元村社

祭神 高竈神（たかおかみのかみ）

もと木船大明神と称し、古来より安野野の産土大神である。天正十六年秦氏地検帳に「豊永土居分川渡村安野野」とありて、豊永領主小笠原氏の直支配下で下土居の松尾神社、中須鎮座来巢神社と共に宗社である。京都府愛宕郡鞍馬村元官幣中社貴船神社より勧請したものである。この由緒については、都築氏が、小笠原、豊永氏と共に豊永地方の古き氏族で、その発生は京都府綴喜郡、都都木村に先住したが阿波郡伊沢城主と共に小笠原氏に従いて住みつき、下土居産土神と祭日を同じうし、神供調理に当って先ず下土居氏神へ初穂を供える古風があり、当屋に仕える物を終二と呼ぶ古風な言葉が残っている。

貴船神社棟札、奉新建立木船大明神宮

文政八歳 于時酉十一月吉辰日

境内 四反八畝十一歩

星神社

西豊永大字上東

鎮座

元村社

祭神 天御中主命（あめのみなかぬしのみこと）

古来より三体妙見宮と称し、兩部神道の盛んなりし、吉野朝前後に山伏又は僧徒の勧請によるものが多く、開運の神として祀られたもので神社記によれば、元禄七甲戌年九月吉祥日、造立三躰妙見宮とある。

境内 壹反二畝歩

八幡宮

西豊永大字梶ヶ内東谷客人鎮座

元村社

祭神 菅田別尊（ほもだわけのみこと）

桑名太郎衛門政頼の勧請と云う。桑名豊後の子で、長宗我部元親が伊勢の桑名から来住した。桑名太神左衛門、同弥次兵衛、同丹後守等の一族であるも故あって豊永梶ヶ内を領し、長宗我部歿後、山内氏に仕え八幡宮を勧請したと云われる。元禄八乙亥年十一月。寛保三亥年九月の棟札あり、西の谷別宮八幡宮と共に、広大な地域を寄進して創立した敬神の奇篤さが視られる。

境内 九反六畝廿五歩

境内神社、竈戸神社、山祇神社、八阪神社

南路志に「正八幡マロウオト祭礼十一月吉日別当豊桑寺社地三代林四十間ニ三十間昔前宮此所へ勧請之由」

雨宝水神宮

西豊永大字寺内箕淵 元無格社

祭神 水波能売命（みずはめのみこと）

昔より当地の崇敬神で祈雨に靈驗著しきにより、雨宝水神宮と称えた。極めて神秘的な境内岩壁に深淵を湛え、形状箕の形をなす故、箕淵みづちと名づく、竜宮神話伝説がある。宝曆年中讃岐秋田庄、岡田新五郎が梶ヶ内御留山を買受け流材としてこの溪谷を流し出したが、旱天の爲流出困難の爲、此の淵に祈願すれば大雨あり増水して流出容易となりしたため、社殿を建立した。

棟札に、奉新造立水神護王社一宇、宝曆旧五乙亥二月吉祥日、本願讃州豊田郡秋原庄梶ヶ内御留山材木仕成本メ役、岡田新五郎とある。

土佐州郡志曰 躬淵みづち大明神在 大田山西

南路志に、寺内村水神ミブチあり、

境内 一反八畝二十五歩

馬足神社

西豊永大字柳野字カゲノミヤ 元村社

祭神 未詳

勧請年月不詳なるも古伝に神主勘左衛門の勧請と云われる。勘左衛門は大砂子新田神社の弘治二年の棟札に「神主勘左衛門」とある。徳島県美馬郡西祖谷村各地名に馬足神社なる神社があり「オジノウ子」なる地名がある。神代の昔、天日鷲命あまのわねのみこと部属を率いて阿波に下国し、美馬郡端山村に阿波一ノ宮忌部神社が創立され、忌部属が蕃延し吉野川岸沃土に麻を栽培し朝廷に荒衣を織進した。其の栽培地域は、吉野川を溯り本江山崎に迄及び今日に至った。「ヲジノ」は、ヲジリ野の転訛で阿波各地馬足神社と深くつながるものと推定される。

「神社記」に「カゲノ宮馬足大明神一ニ馬足馬神右勧請来曆不相知」

「南路志」に「影の宮祭日九月吉日、社地五歩林十八間に廿間 別当定福寺」とあり。
棟札写「奉建立馬足大明神、寛政十一己未九月」

来巢神社

西豊永下土居字カミワタド 元無格社

祭神 久那斗神（くなののかみ）

本社所在地は土佐と阿波、国境地帯唯一の渡船場であるため、久那斗神（船戸神）を祀ったもので、長宗我部元親阿波征服往還の渡船場に指定し、渡守を置き渡船者を検した。

創立年代不明なれども所蔵棟札に、

「奉建立俱留須大明神・明心五甲辰霜月五日大壇主 源資宜 佐伯守重」

とあるを見れば、吉野朝時代の創立と思量せられ、もと京都（山城國）より勧請と云われる。

南路志に 具留須大明神 中須村 社地一代林二間二十五間

境内 枵反五畝二十一歩

新田神社

西豊永大砂子字チャニン鎮座 元村社

祭神 伊弉冉尊、速玉男命、事解男命、天照皇大神、天忍穗耳尊、稚産靈命、軻遇突智命、彦火火出見命、熊野

夫須美命、埴山姫命、水罔象女命、鷓鴣草葺不合命、脇屋義助命

本殿二社扉造り左右神座に各六神併せて十二神を祀る。神社の西地に宮床と称する地名があり、もと六社大神を

祀りした、応永九年十一月十五日、新田氏の遺臣、桜井資友守、此所に新田大明神の神殿を創立するに及び右六社を合祭す。

六社奉祀は新田社以前に創立、本社の創立は吉野朝時代、応永十七年の棟札に、本願桜井資友生年七十三とあり、この桜井は新田氏児玉党に属する桜井党の部将である事が「太平記」武藏野合戦の条に記載せられている。

棟札には、資友七十三歳とあり全国新田神社約五十社中其の六割は、伊・阿・土の三国にあり創立年代の古き事がわかる。元新田大明神と称したが新田神社と改称す。

新田神社棟札

<p>裏 応永十七年 庚辰 御社立始也・昔也 神主桜井 生年卅七歳</p>	<p>表 金輪聖皇天長地久御願圓滿祢者信心之大施主 並女大施主子孫繁昌息災延命家内安穩五穀豐饒 一字処富貴村本社本願桜井資友生年七十三拾滿尊代 大檀那佐伯守重、大工藤原資守、小工桜井真友、小檀那桜井吉友 諸人快樂祈願皆合満足故砌也生年歳拾郎太夫四十一也</p>
--	---

南路志

新田大明神西ノ宮 祭礼九月十六日社地八代林六拾間ニ七十間別当定福寺

棟札 応永壬午十月十五日不見弘治二年丙辰九月廿一日上棟新田大明神社 神主勘左衛門

荒神 若宮 げんそう以上境内

境内 五反五畝拾七歩

境内神社二社 荒神社、八幡宮

境内遙拝所一所 八阪神社遙拝所

聖 神 社

西豊永連火字岡田 鎮座 元村社

祭神 瓊々杵命(ににぎのみこと)

紀州熊野新宮より勸請と云われ、上古熊野信仰盛んなりし頃、鎌倉時代より吉野朝時代にかけて社殿の造営社領の寄進があり、「熊野新宮造営記」に「土御門天皇貞治五年造国土佐」

したがって新宮造営木材を土佐よりも切り出し吉野川を流下して、其の用材とした事が伺われ、右により此の川筋に熊野系神社が創立された。天正四年六月外、貞享、寛文、延宝、元禄、正徳、享保、延享等の所藏棟札に聖権現、

聖御前、聖大明神と記されている。明治元年の改称により、聖神社と称す。

南路誌に 五社聖大明神木ウ祭九月吉日社地ニ代林拾間ニ八間別当定福寺

棟札 天正四年六月吉祥日上棟一字見不

境内 七畝四歩

境内神社 一社

聖 神 社

西豊永西久保字宮ノ本鎮座 元村社

祭神 瓊々杵命（にぎのみこと）

紀州熊野新宮より勧請と云われ、社木の樹令等より、桃原、連火、寺内等の熊野系神社と同時代に創立せられたものと考えられる。

南路志に 聖権現宮 敬礼正月百々手九月吉日撰社床ニ伐林廿間ニ十八間

境内 荒神 棟札天和三年亥年九月 一反三畝廿歩

八幡宮

西豊永梶ヶ内字西ノ谷別宮 元村社

祭神 誉田別尊（ほむたわけのみこと）

梶ヶ内村東ノ谷正八幡宮と共に、桑名太郎衛門政頼の勧請と云う。

南路誌に 正八幡別宮 敬礼十一月吉日別当豊菜寺社地六代林三拾間ニ四拾間

正体鏡之銘 土州豊永梶ヶ内村竹崎太郎七藤原政弘元禄十二年 棟札新再興八幡宮 開眼師大円山阿闍梨祐譽社人

笹岡徳太夫

星神社 （本山郷）

西豊永奥大田字ヒノキヤスバ鎮座 元村社

祭神 天御中主神、高皇産靈神、神皇産靈神（あめのみなかぬしのみこと）（たかみむすびのみこと）（かみむすびのみこと）

相殿 十二所神社

祭神天神七代十二神

「南路志に」

三体妙見御守所ノ役 祭年中三度別当豊楽寺

当社者奥大田采人吉川伝左衛門先祖鎌倉より勧請之由

十二社権現御守所役 祭礼年中六度社床八代林四十間ニ三十五間

荒神宮村中 蔵王権現同 惣山神同

熊野十二所神社

西豊永桃原字オオミヤ鎮座 元村社

祭神 伊弉冉神、速玉男命、事解男命、天照皇大神、天忍穗耳命、瓊々杵命、彦火火出見命、鷓鴣草葺不合命、

軻遇突智命、罔象女命、稚産靈命、埴山姫命

鎌倉時代より吉野朝時代にかけて創立、平安末期より、源平時代にかけて、紀州熊野信仰盛んにして、鳥羽天皇元永二年九月白河上皇、紀伊、阿波、讃岐、伊予、土佐五国の地名各十畑を寄進せられた時、豊永地方は其の社領であったものの如く、地方神社は殆ど熊野系神社である。社殿に三躰妙見社が先ず創立せられ次で熊野神社の創立をみた^兵と云われている。社蔵棟札に、奉上棟參大妙見御社大施主日哭処命大願主祭元福島守定大工桜□新□于時□□六庚申霜月十五とあり、神像裏書に「明德三壬申年十月一日桃原の大施主等敬白」境内地に杉大木あり、神木「ポタン杉」あり。

南路志に「十二所権現門大祭礼九月吉日社地二代 棟札慶長十五年二月十三日造立十二所権現一字本願高吉着太夫 三体妙見門 棟札天文十七年戊申十二月十四日再興三体妙現願主福島朝臣太郎三郎、

荒神境
内合社地八代（貳代十二所神社、一代三休妙具、五代両社の場）

若宮明神御與社地一代林四間ニ五間

姥神勧請、鎮守

宇佐八幡宮

西豊永川戸字宮脇 鎮座 元村社

祭神 譽田別等、息長帯姫命、比売大神

承久年間、小笠原備中守源豊永、肥州豊永在より、豊永郷領主として来住の節、豊前宇佐神宮の御分靈を奉じて来郷し当社を創立奉祀したものである。小笠原氏は豊永の領主として来郷し、下土居城に居城、川戸は土居分に属し一族を川戸に分住せしめていたから、城鎮守として八幡宮を奉祀した。

棟札に 奉建立八幡大菩薩、享禄元子年三月二日、奉再興八幡大菩薩宮一宇、元和八壬戌年三月六日、豊永ノ内川

渡村豊永左馬丞

南路志に 宇佐八幡中祭礼九月十五日別当、定福寺、社地十五代林二十間ニ十五間

喜留部王子とるべのおうじ内境

三所仁井田神社

西豊永大久保字宮ノ佐古鎮座 元村社

祭神 伊弉冉神、速玉男命、事解男命、大日本根子日子布斗遇命、磯城細姫命、大山祇吉備彦狭島命、伊予二名

州小知命、伊予島狭貫命

棟札に永祿元年戊午十二月十三日上棟、再興三所大明神且那家次神主忠道
南路志に 三所大明神 祭九月十五日社地二代林四十間ニ三十八間

永淵神社

西豊永永淵字竹ノハナ鎮座 元村社

祭神 正鹿山津見神

南路志に 三宝御前宮ノ 祭礼九月吉日別当定福寺社地五代林二十間二十間

棟札 大永二壬午十一月二十六日上棟一字

為当村安穩氏子繁昌願主佐伯菊兵 裏書南無本覚本心大日如来白性白擬護摩道

元龜三丙申年十一月十日木見

天正三乙亥年八月十一日上棟造立三宝大明神法印祐鏡 本願道貫神主桜氏久宗

大竜王境内大宮境内滝境内午王宮境内

星神社 客人神社

西豊永中屋字宮ノウシロ鎮座 元村社

祭神、天御中主神、高皇産靈神、神産靈神

吉野朝時代に山伏又は僧徒の勧請と云われる。南路志に

三体妙見、客人権現 祭年中五度社地五代林十間ニ二十一間但黒石村中屋村両村氏神

棟札天文十九年十二月二十二日再興大明神小笠原盈貞 境内神社仁井田大明神、竜王神社、秋葉神社、山神あり

星 神 社

西豊永庵ノ谷字上ノ宮鎮座 元村社

祭神 天御中主神

古来より三体妙見宮と称す。南路志に、

三大妙見宮宮上祭礼年中四度社地二代林十五間ニ十六間

仁井田大明神宮下本社三尺五寸に式尺五寸林八間ニ横五間、三大妙見ミソ村十間ニ五間岩岨

古城杖立坂元親阿州出城

金砂五百谷川上にあり 供水後偶々取事有野中伝衛門奉行之時金山の者薩州より呼寄見せたれとも不知、

外に舟戸村 十二所権現並に新田大明神は星神社に合祭す。

境内に 恵比須神社あり、

星 神 社

天坪久寿軒宮ノ本に鎮座

祭神は造化三柱神(天御中主神・高皇產靈神・神產靈神)

相殿に今熊神社、祭神は古人熊野大神

元禄七年(一六九四)九月角茂谷の三体妙見宮を勧請したと棟札にある。古くから村の産土神でもと三体妙見宮と言った。明治元年星神社と改称。明治五年村社。

今熊神社はもと今熊権現を同時に改称。

角茂谷から勧請したのは遠いうえに出水の時参拝に行けず困るからである。

なお享保二十年（一七三五）八月に再建している。また境内四反一畝十九歩。境内社は二つ。

神明宮は祭神は天照大御神

八坂神社はすさのおの命、くしなだひめの命を祭つてある。

星 神 社

天坪北川宮の後鎮座

祭神は造化三柱神

相殿二社 ヒビ 聖神社、山神社

昔から産土神、もと三体妙見宮とよんだのを明治元年神社と改称する。

もと享保十九年（一七三四）楠木村から勧請新建立。

境内地一反八畝十六歩。

星 神 社

天坪馬瀬東の畝うねに鎮座

祭神は造化三柱神。相殿大山祇神

三体妙見宮を明治元年改称。五年村社。

この地の産土神。

境内神社八坂神祭。祭神はすさのおの命と、くしなだひめの命。

境内地一反三畝十五歩

竈戸^{かまど}神社

天坪久寿軒滝山鎮座

祭神は奥津彦、奥津姫、火産靈命、^{ほむすび}神体鏡、四社神社はもと、四社太子権現。明見宮村の内のミチタ太子また悉多太子権現といったのを勧請したもの。

社地は一步で岩の上に鎮座。

合祭三社は山神社(大山祇神)

正徳四年(一七一四)二月、享保二十年(一七三五)八月の棟札がある。

星神社

天坪角茂谷上へ宮鎮座、元郷社。

祭神は造化三柱神 伊弉諾尊(いざなぎのみこと)

相殿今熊神社 三所神社

天坪、馬瀬、戸手野の総鎮守。もと三体妙見宮という。明治元年改称する。

宝永五年(一七〇七)の棟札がある。御神体は八角の鏡が一つ。本殿、鞆屋拜殿、神庫がある。

境内地一町五反三畝二十四歩

境内社二社あり。

三社大神社は天照皇大神、八幡大神、春日大社を祭る。



星 神 社

大神) 竈戸神社 (釜戸三柱神)

わだつみ
海津見神社

天坪角茂谷宮の東鎮座

祭神は大海津見神 神体は鏡

河の川部落の産土神。もと竜王権現といったが明治元年改称。同五年村社になる。

河の川コボシ神小宮を勧請したものという。

山祇神社は大山祇神を祭る。明治四年神社改正牒によると、仁井田にある山の神、中山にある山の神、滝合にある山の神、三社を一社として星神社々に撰社とする。

星 神 社

天坪戸手野タカノス鎮座

祭神 造化三柱大神

文化元年(一八〇四)九月十八日 角茂谷鎮座三体妙見宮靈鏡を勧請、当地

の産土神とする。

明治元年星神社と改称。五年村社。社殿は本殿、鞘屋、拝殿。

境内地二反二畝十九歩あり。

境内神社 四社。神明宮(天照大神) 八坂神社(素戔鳴命)すさのおのみこと 八幡宮(応神天皇) ひめ

延享四年（一七四七）新造立の棟札がある。
本殿鞘屋、拝殿あり。

境内地は一反三畝二十四歩

海津見神社

馬瀬、字杉の岡鎮座

祭神は大海津見命（おおわたつみのみこと）

境内二十九歩

日吉神社

馬瀬字北石ケウネ

祭神は未詳

相殿に仁井田神社

もと山王権現仁井田大明神という。明治元年改称。境内地三反二畝二十四歩

神母神社

天坪角茂谷字イケハヤシ

祭神 未詳

相殿矢之根神社。



金峰神社

境内地一反一畝五歩

金峰神社

大杉葛原字シロヤマ鎮座

祭神 安閑天皇(人皇二七代) 神体鏡四面

元藏王権現もとくらげんげんという。明治元年三月金峰神社と改称。五年郷社。当郡古田、木

能津、助藤、津家、小川、杉、高須、日浦敷の岩、和田、磯谷、穴内、尾生、

谷、川口、下関、上関の惣鎮守とする。

享保十六年(一七三二)正月十四日 社殿焼失するも御神体は大傷もなくこ

れを祭る。境内四反六歩。宮地三十九代(一代六歩であるので二三四坪)。家

掛林の内貢物立の宮林長二十五間、横三十間地下支配社に納める。

寛文十二年(一六七二)の棟札一枚外に古棟札があるが文字は不明。前には

佐王権現とも書いてある。

合殿神社は八坂神社(すさのおのみこと)

合祭神社は仁井田神社、鉾天神社、聖神社、山祇神社二社。

自登曰、祭神の安閑天皇は誤りか、神社記に藏王権現又は佐王権現とあることで明らか。

藏王は有名な大和の吉野郡金峰山にある藏王堂で天平年間(七二九〜七四九)行基の草創である。本社は吉野金峰山の鎮守神である。僧家がこれを神仏両部に祭り金剛藏王権現とし、藏王堂と称した。明治に入って神仏分離。

又曰葛原かづらわらの地名は大和葛城山かづらぎやま。この方面の人が土佐に来て祖神を祀り葛原の地名が生じたものでないか。なお、金

峰神社は本山町吉野、寺家字泉に一社がある。これは当社の分霊ではないかと。

仁井田神社

大杉津家字ミヤ鎮座

祭神 不詳 神体鱈口、鏡四枚、鉾一本

古来からの産土神。もと仁井田大明神。明治元年改称。五年村社。社地二代四歩。

七畝のうち東西三十間、南北十四間無貢社林、境内五反七畝十一歩

境内神社二社 山祇神社 若宮神社。

自登曰、祭神不詳は調査もれ。祭神は高岡郡仁井田五社の勧請で、大日本根子彦大通命、磯城細姫命、大山祇吉備彦狭島命、伊予二名州小千命、伊予天狭貫命の五柱。

なお境内社若宮神社は、豊永小笠原の一族豊永藤兵衛を祀ったものである。彼は元親に仕え津家全部を所領。地帳には「津家村入目なし。豊永藤五郎」とある。この藤五郎は藤兵衛の長子で、元親五奉行の一人。豊永八幡宮を領民が祀った。これが若宮神社であることは谷秦山が「土佐遺語」でその消息を明かにしている。

海津見神社

大杉和田字ゴマ鎮座

祭神 大綿積命（おおわたつみのみこと）

もと八大竜王宮。当地の産土神。明治元年改称。同五年村社となる。

神社記にはゴマノタイラ八大竜王とある。社床三代。延宝九年（天和元一六八一）棟札。享保二年（一七一七）

九月、元禄九年（一六九六）九月、元文元年（一七三六）九月の棟札にそれぞれ八大竜王とある。

また、古く縦十五間、横十間の宮林があった。境内も二反九畝二十二歩の記録がある。

大正四年二月、大宮神社、竈戸神社、有宮星神社を合祭した。

星 神 社

大杉穴内字カゲ鎮座 元村社

祭神は天御中主神。高皇産霊神、神皇産霊神。古から当地の産土神。もと三体妙見宮を明治元年改称。社地一代四歩。

永禄十年（一五六七）十一月一日上棟の棟札。寛永十四年十二月、享保六年（一七二一）九月、延享二（一七四四）九月等の棟札がある。

境内三反四畝二十四歩、明治二十二年下渡。

境内社五社、竈戸神社、天神宮、八坂神社、神明宮、山祇神社

右最古の棟札は、

奉上三大妙見大菩薩宝社造立

大願主佐伯武賀五十八才。男左助 大工藤原家次小工大吉造永禄十丁卯年十一月朔日 神主十太夫

新田 神 社

大杉敷岩字仁井田鎮座 元村社

祭神 軻遇槌命

古くからの産土神。社地一代、宮林長十間横六間、切畑の内、所の支配である。貢物は在所からこれをたてる。延宝五年（一六七七）の棟札がある。

境内四反七畝十八歩

自登曰、軻遇槌（軻遇突智）は恐らく誤調であろう。また社名も字仁井田に新田は宛字でないか。本名が仁井田で何時の間にか新田（ニッタ）になったもの。仁井田はニイダである。祭神は津家の仁井田神社を見ること。

六社聖神社

大杉日浦字イノシタ鎮座 元村社

祭神は天照皇大神。素戔嗚命、天忍穗耳命（あまてらすおおみかみ）（すきのをのみこと）（あめのおしほみのみこと）

彦火瓊々杵命（ひこほにぎひまき） 彦火火出見命、うがやぶきあえずの命、 神体 木像一つ、長さ九寸三分

当地の産土神、六社聖権現といった。明治元年改称。神社記に先年日浦村の内古味にこれある所、天和三年癸亥（一六八三）十一月本村へ勧請。寛保三年氏宮新造のことがある。境内九畝十二歩。

新谷神社

大杉高須字川端鎮座 元村社

祭神 天御中主尊 神体鏡二面

古くからの産土神。もと大元亀天神という。明治元年改称。境内二反九歩。

正徳四年（一七一四）十一月、延享三年（一七四六）十一月の棟札がある。神社記に「南田ノ上大元亀天神聖之権現、又一に池田の上元亀天神聖権現相殿トアリテ両神ノ名ヲ併書ス」とある。

自登曰 祭神は二柱であらう。天御中主尊とにぎの尊である。熊野十二所の内聖の宮にはこの尊を祀るからである。神体鏡二面もこの二柱の尊を祀ると見るのが至当である。

十二所神社

大杉小川字宮の首鎮座

祭神天神七代地神五代の神 神体 木像

産土神。もと十二所権現。明治元年改称。

神社記に宮床一代、氏畑の内貢物立替、寛文十三年（延宝元 \equiv 一六七三）造立の棟札があるという。

境内七反六畝二十一歩

境内神社三社、仁井田、神社は祭神宇賀美多摩神

四社住吉神社

大杉立川下名字ウフヤノタニ鎮座 元村社

祭神 表筒男命うらつづのおのみこと、中筒男命なかつづのおのみこと、底筒男命そこづつのおのみこと、級津彦命まらつひこのみこと 神体 木像四神器曲物二つ。

元四社住吉大明神と言う。明治元年改称。

正月二日の神事に弓始あり。川井閨之丞はじめ地下住人数名が出て百手の射礼があつた。社地七代、天文二十二年（一五五三）佐伯太郎兵衛寄進の脇差、大腰鎧九本、矢七筋各寄進。

永正十一年（一五一四）霜月十一日佐伯実充大法師秀惠敬白の上棟の棟札がある。また寛文六年（一六六六）享保四年（一七一九）の棟札がある。

合祭神社一社、西降神社、祭神未詳、永正十二年（一五一五）の棟札には金輪聖王、藤原左衛門四郎とある。また鰯口に応仁三年（文明元〃一四六九）三月十五日大明神の銘がある。神体は剣。

天神宮

大杉立川上名字シヤカブチ鎮座 元郷社

祭神 石凝姥命（いしごりとのめのみこと）（大正十三年七月二日決定許可）

古からの立川下名村、奥大田村、立川村の総鎮守。

昔時鎌倉落人上下六人四国へ渡る時、ふと鱸ぬきに幣帛がたっているのを見て棹でもって打ち落した。若しや神にて候はば今一度立ち給え」と言うと、また幣帛が立った。それで仁尾が内へ着いた時、その幣を川上から流しついた所に社を建つべしと誓って流した処、河内と言う所に幣がとまったのでそこに社を建て祀ったという。

社地六代、宮林東西一町と四間、南北四十四間、棟札は寛文四年（一六六四）のもの、再興元和七年（一六二一）貞享三年（一六八六）享保二十年（一七三五）のものもある。

境内一町二反六畝二十八歩。境内神社一社。後神社。

五社王子宮

大杉立川下名字カサマツ鎮座 元無格社

祭神 未詳 神体 鏡一面

元五社王子権現と言う。明治元年改称。

昔公家衆五人下名村の内仮屋かりやと言う所に下着。ここで空しくなる。今もお番所北手後山に王子権現という氏神とし

て祭っている。社床一代四歩、宮林東西二十三間、南北十八間。棟札に享保四年（一七一九）建造のもの。
境内二反二十六歩、相殿神社一社、八坂神社

白山神社

大杉立川上名字仁尾が内鎮座 元無格社

祭神 伊邪那美命（いざなみのみこと）

元白山権現という。明治元年改称。神社記に汗見川境峰喰石、白山権現。古老によると昔平家の落人当所に忍ぶうち飢えて此石喰えるならばと嘆き、それから喰石と名づけたと。境内六歩。

十二所神社

大杉中村大王字ミヤノマエ鎮座 元村社

祭神 熊野十二神 神体 銅鏡

相殿 日吉神社

古来からこの部落の産土神。元十二所権現、山王権現という。明治元年改称。五年村社。

宮地十代。宮林十五間四方。御山方支配。

天文十三年（一五四四）風難後に氏子建宮という。

寛文八年（一六六八）造営。享保十二年（一七二七）新に再興の棟札がある。境内一反九畝二十七歩。神社財産田

一町二反、小作米十三石

境内神社一社



新田神社

棟札。天神宮権太夫の名がある。社地三代三歩。宮林長三十六間五寸、横五十間。寛文三年（一六六三）享保九年（一七二四）十一月の棟札がある。境内八反一畝十歩。境内社一。

十二所神社

大杉谷字アリノ谷鎮座 元村社

釜戸神社 祭神 稚産靈命、沖津彦神、沖津姫命、神明宮 祭神 天照大神

合祭神社、字ハシノムカイ鎮座 村社 姥神社

字ヲトンボ 鎮座 無格社 山神社

字岩ヅラ 鎮座 無格社 山神社

字岩坂 鎮座 無格社 山祇神社

字岡田 鎮座 無格社 聖神社

字横石 鎮座 無格社 八坂神社

右明治四十三年十二月十日合祭。

新田神社

大杉川口字ニイダ鎮座 元郷社

祭神 新田義貞 神体 鏡

元新田大明神。明治元年三月改称。当地の産土神。元和二年（一六一六）の

祭神 国常立命(くにのとこたちのみこと) 神体 鏡

昔からの産土神。もと十二所権現宮。明治元年改称。社地一代三步。宮林二十間四方。棟札に大永四年(一五二四)のもの。棟上旦那藤原国定本願者佐伯森吉。また元禄十六年(一七〇三)享保七年(一七二二)享保二十七年(寛保二||一七四二)のものもある。境内二反六畝二十四歩。境内社一社。

星 神 社

大杉尾生字岡鎮座 元村社

祭神 天御中主神、高皇産靈神、神皇産靈神(あめのみなかぬしのみこと)(たかみむすびのかみ)(かみむすびのかみ)

昔から当地の産土神。もと三体妙見宮という。明治元年改称。

神社記に言う。社地一代。宮林長三十間、横二十間、この中に山神一社がある。宝永五年(一七〇八)の棟札。延享三年(一七四六)の棟札がある。

神体は鏡、境内二反六畝。

相殿二社 竈戸神社、住吉神社

ひじり
聖 神 社

大杉磯谷字市荒鎮座 元村社

祭神 天照皇大神 神体 鏡

古から土地の産土神、聖権現宮といっていたのを明治元年改称。神社記にはイチアレ聖権現とある。社地一代。岩窟の場所。宮林長さ三十間、横三十一間、寛文七年(一六六七)享保十六年(一七三一)正徳四年(一七二四)の棟

札がある。境内七反三畝二十四歩。境内神社、四社、竈戸神社、山祇神社三社。

八坂神社

東豊永大平字中山鎮座 元村社

祭神 素戔嗚尊（すさのをのみこと） 神体 木像五躰

古来からの産土神。元午頭天王を明治元年に改称。社地二代。宮林、十五間に十八間。天文四年（一五三五）造立の棟札に檀主源朝臣資貞の名がある。また天和三年（一六八三）享保十一年（一七二六）造立の棟札もある。合祭神社一つ。明治四年（六月七日合祭。宝曆五年（一七五五）造立の棟札あり。

林中に椋木祭の宮林三間四方。境内四反九畝十五歩。

山祇神社

東豊永高原字宮の尾鎮座、元村社

祭神 大山祇神（おおやまずみのかみ） 神体 石像

高原部落の産土神、元山神という。明治元年改称。宮地一代。六間に五間の宮林あり。

境内 四反十歩

在宮三所神社

東豊永柚木字宮の谷鎮座 元村社

祭神 未詳 神体 木像一尺二寸 御正体石四

昔から当地の産土神、神田無し、社地二代、貢物生ぜず。宮林四十一間に十二間で御山方支配。元禄十五年（一七〇二）十一月二日新造立の棟札がある。境内二反三畝七歩。

○登曰 三所は紀州熊野三所権現のことで紀州西牟婁郡本宮町熊野神社主神、家津御子命、同新宮村主神、速玉之男命、同那智山、主神夫須美命。

嶺北地方で三所、十二所等の社号の神社は、皆熊野神社系で、前記祭神に後世さらに、九神を加え十二神と称している。（西豊永村大砂子字チャエン鎮座 新田神社の項に十二神の祭神が掲げられている）中古以来本地垂迹説によつて十二所権現と言った。

高山神社

東豊永柚の木字岩グラ鎮座 無格社

祭神 大山祇命

境内三畝歩 民有地

銚天神社

東豊永怒田字宮脇鎮座 元村社

祭神 天目一箇命（あめのま（め）ひとつのみこと） 神体 剣二つ

怒田四部落の産土神。宮の谷銚天神。別にホコノ天神。または天神という。天正六年（一五七八）風害で破損。在所の氏子が建立した。社地は八代、社領神田無し、内一代社床、的場七代、宮林は二十五間に二十間で在所の支配地境内二反九畝三步。

在宮三所神社 ありみやさんしよ

東豊永怒田字有宮鎮座 元村社

祭神 未詳 神体 石二体

三子野部落の産土神、もと有宮三社と言う

明治三年改称。神社記に三津子野船佐子の畝阿梨宮——別に有宮——昔は三社有った。西奈路のネキに一社あつたと伝えてゐる。

社地四代、切畑の内一代は社床。三代がの場である。貢物は地下からたてる。宮林二十一間に十八間。切畑地は地下支配。元禄十四年（一七〇一）と元文元年（一七三六）の棟札がある。

なお三社のうち一社は豊永与市右衛門の領知の内にある。

境内一反三畝二十六歩。境内社二社あり。鎮守神社と山神社。なお合祭神社五柱。

自登曰 三所社祭神柚木有宮と同神である。

松尾神社

東豊永下土居字小原鎮座 元村社

祭神 木花開耶比売命 このはなまきやひめのみこと 神体 鏡

当地の産土神。元松尾大明神。明治元年改称。

神社記に言う。小原松尾大明神は古は下土居村、または尾原大明神筑紫若宮三所権現とある。社地一代、切畑惣氏子から貢物をたてる。

宮林は三十間と二十五間御山方支配、寛永六年（一六二九）再興。寛文九年（一六六九）貞享四年（一六八七）宝永六年（一七〇九）享保六年（一七二一）の棟札がある。

境内三反八畝二十四歩、境内社二社。若宮八幡宮（寛永六年の棟札あり）天神社（菅原道真を祭る。土佐州郡志には下土居村立石の東に石がある。高さ三十三間。石の上に天神社がある）

合祭神社一社で山祇神社。

自登曰 本社は元京都府葛野郡松尾村にある。都築氏の祖先が勧請した。境内を字「ヲハラ」と言う。「大原一宇寛永六年」の棟札がある。大明神所藏金幣は元禄十二年のもの。

都築氏はその先祖は京都府綴喜郡都木村に住し、当地に移る時、山城国一の宮松尾神社を勧請したと思う。若宮神社は一に築紫若宮という。都築氏の先祖を祭つてある。

昔は下土居村外五か村の惣鎮守であった。当村伊尾木に西光寺というのがある。中須、立野、牛飼野、安野野、八畝に檀家があつて惣社といつた。

若宮神社

東豊永川井字平の前鎮座 元村社

祭神 未詳 神体 木像

当地の産土神、昔は若宮山上にあつた。中古若宮大明神という。明治元年改称。社地二代。宮林十六間と十二間で御山方支配。寛文三年（一六六三）風害をうけ建立した棟札がある。

境内九畝十歩、境内神社は秋葉神社。

八面神社

東豊永筏木字ヨシヲカ鎮座 元村社

祭神 五男三女八柱神（六二頁参照） 神体 石像

当地の産土神。もと八面大明神と言う。明治元年改称。社地一代一步、宮林十五間に十四間、元禄六年（一六五

三）風害のため氏子建立の棟札がある。境内一反八畝七步。

自登曰 部落の口伝に古は長尾精進が勧請という。元境内岩窟に櫻の御船代を祀っていた。その御船代を今も本殿に保存している。

大元神社

東豊永大滝字宮城鎮座 元村社

祭神 天御中主尊 神体 木像

当地の産土神。元大元四社大明神と言う。明治元年改称。社地八代切畑。貢物は地下よりたてる。社床は一代一步。的場は六代五步。

宮林は十五間と十八間、お山方支配である。寛永七年（一六三〇）享保元年（一七一六）元文二年（一七三七）の棟札がある。境内一反三畝三步。境内神社竈戸神社。

合祭社四社、毘尻神社、御子佐子神社、鎮守、山神社。

姥神社

東豊永大滝姥神鎮座 元無格社

祭神 未詳 神体 木像

神社記には、もりの畝、姥神とある。社地一間四方

自登曰 奈良朝時代土佐に配流された京都のミコ中、祖谷、蕪生、豊永方面に耕耘、機織を教えたものを後世姥神として祀ったもの。

竈戸神社

東豊永八川字宮の谷鎮座 元村社

祭神 澳津彦命（おきつひこのみこと）、澳津姫命（おきつひめのみこと） 神体 木像三

当地の産土神。もと三宝荒神という。明治元年改称する。かつてはミヤノヒウラ三宮御前ともよんだ。社地一代三歩。切畑貢物は地下からたてる。宮林は二十間と十八間で御山方支配。天文八年棟上の棟札がある。他に寛文九年（一六六九）元禄四年（一六九一）宝永七年（一七一〇）造立の棟札がある。境内四反八畝二十五歩、境内神社若宮神社。八幡宮、山神社。

姥神社

東豊永八川字カミヤシキ鎮座 元無格社

祭神 未詳

古からの当地の崇敬神で山神社を合祭している。

若宮七社神社



若宮七神社
（七人の巫覡を祀る）

東豊永八川字女郎屋敷鎮座 元無格社

祭神 未詳

古からの当地の崇敬神である。合祭神社二社。

若宮神社。もと当村の日浦に鎮座、明治四年合祭。今一つの若宮神社は元竹ノナルに鎮座。これまた明治四年合

祭。境内二畝。小笠原音次私有地

(註 この女郎屋敷は、吉野朝時代参照)

吉切部王子宮

東豊永中内字王子鎮座 元村社

祭神 軻遇突智命(かぐつちのみこと) 神体 木像

神社記に言う。別にキレルベ王子、またはヨシキルベ王子。社地二代。貢物在所からたてる。切畑である。社領はない。宮林は二十間と六間でお山方支配。寛永六年建立の棟札がある。他に延宝三年(一六七五)と正徳四年(一七

一四) 新建立の棟札がある。

境内社は竈戸神社と白山神社の二社。

境内三反八畝十五歩。明治二十二年下げ渡し。

蛇躰神社

東豊永大王字宮の本鎮座 元村社

祭神 未詳 神体 木人躰

当地の産土神で中古蛇よた、おろちん王権現おんけんと言う。明治元年改称。社地二代。貢物は百姓からたてる。宮林十八間四方。切畑御山方支配。永禄八年（一五六五）上棟の棟札がある。堂の畝鎮守宮には石像がある。境内一反一畝二十一步。

境内社は鎮守神社、山神社、姥神社の三社。

岩原神社

東豊永岩原宇新林鎮座 元村社

祭神 未詳 神体 石一つ

古来からの当地産土神。もと三宝御前宮と言う。明治元年改称。宮林六十六間と五十六間、散田お山方支配。棟札に寛文十年（一六七〇）と、正徳三年（一七一三）享保十三年（一七二八）がある。

境内一町一反三畝三步。境内神社に、出雲神社、吉田神社（京都吉田郷で嘉永五年（一八五二）三月村中邪病解除の祈禱をうけてから鎮祭する）の二社。

自登曰 岩原神社は祭神未詳とあるが近年、天照大神、天あめ児こ屋や根ね命のみこと、太ふと玉たま命のみこととしてある。これは疑問である。三宝は仏教語である。両部神道時代三宝荒神として竈戸神を祭ったもので、豊永で三宝御前社名は八川、永淵と当社である。

八川社は明治初年神社明細帳に釜戸神を祭神とし、永淵神社（元三宝御前社）は正鹿山祇、志其山祇、戸山祇三神となっている。

八幡宮

東豊永宇西ノ宮鎮座 元無格社

祭神 菅田別命（ほむだわけのみこと） 神体 石
古くからの崇敬神でもと正八幡大神と言う。

神社記に言う。西の宮また西屋敷は先年岩原口番人庄屋下村某先祖が島原合戦に行った時、無事帰陣の時は居村で西の宮を崇祭すると、石を一つ懐中して帰着したという。

社地三步。散田、社領神田もない。宮林八間と五間はお山方支配。正保二年（一六四五）柱がくち氏子が建立した。また寛保三年（一七四三）九月十九日西宮一字を造立した。

境内は一畝十五歩。

新田神社

東豊永岩原字宮ノ森鎮座

祭神 新田義貞霊 神体 鏡一つ

昔から当地の赤根部落の産土神でもと新田大明神とよぶ。明治元年改称。社地三步。散田貢物なく、社領、神田はない。宮林は六間と八間。元禄元年（一六八八）造立の棟札がある。境内七畝十五歩。

十二所神社

東豊永西峰字宮の尾（通称 長瀬嶺）鎮座 元村社

祭神 未詳 神体 木像

当地の産土神。祭神未詳とあるが、

自登曰 祭神は紀州熊野神で家津御子命、熊野夫須美命、速玉之男命、天照大神、天忍穗耳命、彦火瓊杵命、



旧西峰十二所神社

彦火火出見命、うがや葺不合尊、軻遇突智命、植山姫命、罔象女命、稚産靈命の十二神である。

本社は豊永川（南小川）の上流の長瀬河畔に位置して、社木は林立し、境内は幽邃である。昔から西峰村の総鎮守と言われた古社である。

永祿十二年（一五六九）棟上、神主甚太夫、本願三合半兵衛平朝臣盛永作事奉行三合覚兵衛盛次の棟札がある。

境内五反三畝八歩。

境内神社八阪神社

かつて百々手祭の行なわれた神域、鳥居前にはこの神域で鑄造されたと云う鉄製の狛犬が二体ある。みことなもので全県下にもめずらしい。「明治二十年九月建、西讃州豊田郡辻邑住 治工 原右衛門延重」とある。台座には寄附者の名前がずらり四方に記されている。又倉庫に大きな獅子頭があるので、かつて獅子舞が奉納されていたことがわかる。その獅子頭には

文化十四年（一八一七）丑之正月吉日

本山町横町 大工常作仕成

とある。更に内部にも次のように書いてある。

「文化十四年丑正月二十一日出来 土州長岡郡本山町大工常作 かやの木を以作之也 末々傷に及御仕成替仕成候時は 何時私方御尋可仕申候 亦々仕成方引請可仕候 以上」

とあり、傷んだ時はいつでも修繕を致しますと云う保証書が書かれていることは微笑ましいことである。



旧西峰村総鎮守十二所神社の拝殿

なおその他に素朴な神楽面が四つあり何れも貴重なものであり白色の塗りが残っている。その内の一ばん古い女の面は痛みがひどい。

また十二所神社の宝物に「奉寄進木地屋窓中」と書いた直径三〇厘のみごとな木地がある。「神」と書いた木地もあり、いずれも表は朱塗であり裏面は黒である。こうした木地が長持に一ぱいあり、質量共に橋詰先生の絶讃する処である。(木地屋については別項参照)

本殿前にも一对の木彫の狛犬があり優秀である。また本殿扉の左右に安置されている二体の神像も見事である。

本殿は二間に九尺の杭葺こけらぶき、流れ造り、向拝柱は方柱で隅の面を取つてある。この切面は十分の一か十三分の一で室町桃山の様式である。この本殿は鞘殿の中におさまっている。さらに本殿全体が極彩色され、これほど美しく保存されている処は全県下でも例を見ないほどであり、朝倉神社も、鳴無神社なみなしも及ぶところでない。蛙股、木鼻、エビ虹梁、梁にも彩色が美しい。二段檼しげたなごで繁檼、その端には朱色がはつきりしている。昇のぼり句欄こうらん、宝珠柱も大きくはないが均衡のとれた美麗なもの、料枳ますじき、瓶束等土地柄良材で丹念精巧に建築したあとが窺われる。なお蛙股には桐の彫刻が彩色され襖障子は左右とも鳳凰で彩色されている。内陣には十二の神像が二組で二十四軀の神像が安置されている。本殿扉の前の神像の台座の裏に次の銘がある。

□土道仙

于時応永十六年六月吉日(一四〇九)

願主宥蓮各々敬白



台吉六月十六日
西峰十二所神社の神像
座銘于時応永十六年六月
日願主有運各々敬白

本殿の内陣に安置されている神像は素人眼にも年代の違うことがはっきりわかるが、残念なことに銘や年代を判別できるようなものは書きこまれていない。一ばん古いものが二躰あり、それから四回位にわけてだんだんと安置されたものらしい。その内の新しいものでさえ扉の前の神像の応永年間と同年代に造られたものではなからうか。

鞆殿は昭和三十五年九月二十一日上棟で施工者は川井の上村一郎、大工は野野屋の小笠原幸三郎の棟札がある。現在の鞆殿を改築する前には草葺の鞆殿であったと言う。この鞆殿のあるために極彩色の本殿の姿が美しく保たれている。

本殿の棟札には前掲の永禄年間のもの以外に次のものがある。

〔于時寛文十一辛亥年三月三日神主六太夫、同甚左衛門、大工野村四郎兵衛、小工大野宇衛門、肝煎・年寄左衛門〕

〔宝曆十一辛巳九月十一日

文政元甲子年九月二十九日

弘化二乙巳年十一月吉日

明治七甲戌九月二十七日

昭和三年十二月三十日 改修築〕



木地師奉納の百々手面（西峰十二所神社蔵）



西峰(ヤナゼ)星神社

大鳥居は大正八年十一月三谷茂盛、笹岡賀親の本願によるもの。

本殿も諸宝物も祭典用の諸道具も文化財として保存することが望ましい。

註 百々手。二十日(一月)の氏神の祭礼になされる。氏子が袴をつけ当屋から列を作り薙刀で舞を舞いながら鳥居をくぐり射場へ出で、次に弓を射る儀式をなす。六人一組となりの的を射る。的に中るまではいつまでも続ける。それに合せて太鼓を叩く。これを百々手と言う。

(長・東豊永村)

『土佐史談・五五』

星 神 社

東豊永西峰字ハイノキウ鎮座

祭神 磐裂神、経津主神、根裂神 神体 木像

当地の崇敬神である。もと三昧妙現。社地三代。切畑の内貢物在所からたてる。宮林十五間と二十間。同所御山方支配。延宝四年(一六七六)風害で顛倒したので氏子が建立した。永正七年(一五一〇)三谷半兵衛尉盛次、延宝四年(一六七六)二月新造立。享保十一年(一七二六)新造立。

境内四反八畝歩

ここには次の平家伝説がある。

昔、山城国の京の街にイタヤと言う所がある。そこに藤原某(八木某ともいふ)祖先代々住居していた。平清盛に仕えて禄をもらっていたが、源平戦に従って摂津一の谷から屋島に移り、屋島から阿波、土佐に入り、東豊永西峰に落ちて来た。

京都に住んだ家号をそのまま「イタヤ」とよぶようになったと言う。

この藤原某が、平家の旗をもって来ていたのを後の世になって、阿波国美馬郡東祖谷村阿佐、阿佐紀伊守へ譲ったと言いつづけている。

源義経は奇襲戦法の名人である。屋島の戦も急襲であったので平家は一敗、長門壇の浦に退却した。逃げおくれたものは讃岐、阿波の山谷を辿って深山幽谷である美馬郡祖谷山村を経て国境京柱峠を越えて土佐入り。

西峰に来て安全な隠家として、同地の開拓の祖となったと言う。同人が背負って来た三体の木像神体を三体妙見として、鎮守神として祭祀を始めたと言っている。

後に御柏原天皇の永正七年（一五一〇）いまの西川滝へ当時の神職八木猪伝（伊典）と言う者が遷座したと言う。

若宮三所神社

東豊永西峰字カウシニ鎮座

祭神 未詳 神体 石像と木像

当地の崇敬神。元禄二年（一六八九）風で害をうけ氏子が建立した。社地二代。貢物は氏子たちでたてる。宮林十間と八間で御山方支配。文禄二年（一六八九）二月三日造立の棟札がある。

境内二反六畝七歩

在宮三所神社

東豊永西峰字在宮鎮座

祭神 未詳 神体 石像と柄鏡二面

土地の崇敬神である。神社記に阿梨宮三所の名がある。社地一代二歩。切畑の内貢物百姓からたてる。お山方支配。元禄十三年（一七〇〇）風のため顛倒し氏子が建立すると棟札にある。また宝曆十一年（一七六一）にも建立。境内八畝十二歩

自登曰 祭神未詳とあるが、西峰総鎮守の十二所神社を宗社とする熊野三所権現の勧請と推察される。

白山神社

東豊永西峰字宮ノ畝鎮座

祭神 伊弉冉命（いざなみのみこと） 神体 木像

昔から当地の崇敬神である。

神社記に白山権現、また白三権現とある。社地切畑のうち、貢物は神主よりたてる。宮林二十間と十八間で御山方支配。寛文五年（一六六五）、宝永三年（一七〇六）、享保十五年（一七三〇）の棟札がある。

自登曰 土佐国境を越える京柱峠は、西峰大野部落と祖谷山村檜尾部落を結ぶ、土阿道路の要衝である。この部落の氏神が白山神社である。この神名の同神も阿波から土佐への移動を示すものと思われる。

須賀神社

東豊永西峰字宮のサコ鎮座

祭神 未詳 神体 木像

古来から当地の崇敬神である。社地二代。切畑の内貢物は昔から社人がたてる。宮林十五間と十間、御山方支配。寛永二十一年（正保元年一六四四）と、正徳元年（一七一）の棟札がある。

境内二反八畝二歩

自登曰 祭神未詳とあるが、「須賀」の字義及び神社記中天王の文字によって、祭神はスサノオノ命であると推定する。

十二所神社

東豊永西峰字ウエヒノキ鎮座

祭神 未詳 神体 劍

古来からの産土神である。もと十二所権現といった。社地二代。宮林十間と五間、御山方支配。棟札に元禄七年（一六九四）二月十二日造立とある。境内一反一畝十二歩。祭神は長瀬十二所神社と同神である。

一戸谷神社

東豊永西峰字一戸谷鎮座

祭神 未詳 神体 石像

昔から当地の崇敬神である。イット谷神、別に馬頭権現または一戸谷大明神。社地二歩。切畑の内貢物神主からこれをたてる。宮林は十三間と十間で御山方支配。天和三年（一六八三）寛文七年（一六六七）の棟札がある。

境内一反八畝七歩

自登曰 馬頭権現と唱えるは誤りである。

聖神社

東豊永西峰字ハラ鎮座

祭神 未詳 神体 ほらの貝

当地の崇敬神。社地一代五歩。切畑の内貢物在所の孫助先祖よりこれをたてる。宮林十七間と十四間、御山方支配。万治元年（一六五八）と正徳三年（一七一三）の棟札がある。境内一反二十歩。

自登曰 祭神未詳とあるが、熊野系神社で、祭神は瓊瓊杵尊ニギハヨリノミコトなるべし。神体ほら貝の神社記を考えると往古修験道の盛んな頃、修験者の勧請によるものか。

聖山神社

東豊永西峰字宮ノ丸鎮座

祭神 未詳 神体 花碗、石像

昔から土地の崇敬神。神社記にキノサコ聖山之神。享保六年（一七二一）氏子が建立した。社地一代五歩。宮林十八間と十間。御山方支配。境内二反歩。

自登曰 祭神は社名の聖山から考えて、熊野聖社の聖御前を奉祀した瓊瓊杵尊ニギハヨリノミコトである。

石本三所神社

東豊永西峰字漣帳鎮座

祭神 未詳 神体 石像三体

昔から当地の崇敬神。神社記にオウリヨウシ石本三所。また岩本聖。岩本毘尻とある。社地は一代五歩。長十三間、横十間切畑の内御山方支配。貢物在所の忠太夫の先祖からこれをたてる。棟札に寛永十一年（一六三四）新造立

石本三所とある。また元禄十年（一六九七）の棟札もある。境内五歩

自登曰 祭神は熊野系聖の宮で、瓊瓊杵尊であると考える。

野野屋神社

東豊永西峰字宮ノ畝鎮座

祭神 未詳 神体 石像、丸鏡

古来から当地の崇敬神。神社記に三宝御崎或は野野屋三宝御前とある。社地三代五歩。

貢物は在所からたてる。明暦三年（一六五七）建立。正徳二年（一七一二）新造立三宝御前宮の棟札がある。境内

一反六畝二十五歩。

自登曰 祭神は社名により、澳津彦命、澳津姫命、火屋靈命なるべし。

滝山神社

東豊永西峰字タキヤマ鎮座

祭神 未詳

古来から土地の崇敬神である。神社記に、タキ山才郎神、また才良神、また才神とある。生木御山方支配。棟札等

なし。境内一反五畝十歩。

自登曰 祭神は才郎神、才神とあるから塞神で八衢彦命、八衢姫命、久那斗神ではないか。

高峰神社

東豊永西峰字カンバノ内鎮座

祭神 未詳

昔から当地の崇敬神である。

境内三畝五歩

自登曰 本社は別に三宝様といい五穀豊穰の神として地方の信仰を集めている点から考えて祭神は豊受比売命トヨウケヒメノミコトであろうと思う。

聖御前神社

東豊永立野字宮の脇鎮座 元村社

祭神 未詳 神体 石像

当地の産土神である。もと聖御前と言う。明治元年改称。神社記にミヅノ口聖御前、毘尻ヒシリ、また聖権現大明神といった。先年本田地方に障る場所があるとのことで、延宝八年（一六八〇）この社地へ移った。社地一代畑貢物地下より。宮林二十間に十八間。お山方支配。棟札に延宝八年九月、元禄十三年（一七〇〇）のものがある。境内二反三畝。自登曰 社名から考えて熊野聖聖宮で、御祭神は瓊々杵尊であることが明らかである。

五所王子宮

東豊永八畝字宮の本鎮座 元村社

祭神 未詳 神体 木像四体、脇立左右大臣木像二

川又部落を除いた当村の産土神である。

神社記に宮林五所王子、また五社王子、また五所大明神。脇立左大臣、右大臣。昔からある社である。社地五代、

貢物は地下から。宮林一町二十間四方。材木は御山方支配。半分ほど岩石ばかりでよい木はない。棟札に寛文五年（一六六五）五月十一日新造立五所王子宮とある。境内五反十二歩。

境内神社二社。秋葉神社と山神社。

姥 神 社

東豊永八畝字淵の上鎮座 元村社

祭神 未詳

当地川又部落の産土神である。

神社記に川又の内山神、姥神、宮無しとある。

昔、大杉の根に鏡をこめてあった。大杉川侯氏が古くからこれを祭る。宮林十五間と十間。四方切畑である。岩窟で貢物はない。生木は御山方支配。姥神は正体が無い。昔は林中に大杉があり、その根の方に鏡があった。

合祭神は大山祇命、元黒滝に鎮座。明治四年ここに合祭。境内三反二畝歩。

自登曰 続日本記天平勝宝四年（奈良朝孝謙天皇（七四九）に京都の巫覡十七人を伊豆、土佐に配流した。その時土佐に來た配流者の中に恵伊羅の巫子小野の姥がいた。当時配流地であったと思われる豊永地方を中心として、大杉、天坪、本山、萑生方面に京都の文化を移入した。

耕作、機織の業を教えたのを徳として各地にこれを祀った。川又は萑生への交通路である。それで遺跡を神として祀られたものであろう。

それで祭神は「小野の姥神」と思う。

西 川 神 社

豊永郷西川字田中鎮座 元村社

祭神 未詳 神体 木像

もと聖御前という。当地の産土神。明治元年改称。神社記にはチカラ石聖御前、ウワナロ聖大明神といった時代がある。社地一代二歩。

散田、宮林十七間と十二間御山方支配。寛文十年（一六七〇）延宝八年（一六八〇）貞享五年（一六八六）元禄七年（一六九四）元禄十五年（一七〇二）正徳元年（一七一）の棟札がある。みな聖御前宮とある。

境内六畝十三歩。

自登曰 祭神は前記の通り熊野聖宮奉祀の瓊瓊杵尊である。

川平神社

豊永郷西川字宮ノ木鎮座 元村社

祭神 未詳 神体 石像

もと聖御前神社といい、川原部落の産土神。明治元年改称。延宝九年（天和元一六八一）風難で氏子が建立。社地一代散。田、神田等なし。宮林十間四方御山方支配。延宝九年の棟札がある。

境内一反一畝四歩

熊野神社

豊永郷粟生寺ノナロ鎮座 元村社

延享四年（一七四七）の記録によると、人皇第四十六代聖武天皇の勅願所として昔から当地をはじめ近村二十五か村の総鎮守である。

また口伝によると創立以来当所に鎮座し、縁起旧記宝物や祭典の方法等あり別当寺定福寺に所蔵していたが、安永年間（一七七二——一七八〇）火災にあい焼失した。ただその一、二点が残っている。

伝来する棟札には熊野十三所権現宮寛文十二年（一六七二）壬子三月国主從四位下侍從藤原朝臣豊昌公の文がある。外に享保十二末年（一七二七）延享元子年のもの等あり。

宮殿修営等二十五か村から寄進を受け、大祭を執行する。明治元年に社名改称。今は寺家及部落の産土神である。

本町に祭祀せられている神社の祭神について、その概略を説明すると（祝詞辞典・菟田俊彦編著）

素戔鳴命（須佐之男命）（すさのをのみこと）愛情の神 髪之神

高竜神（高龍神）（たかおかみのかみ）神代卷「伊弉諾尊剣を抜き軻遇突智を斬りて三段と為したまふ。其の一段は是れ雷神と為り、一段は是れ大山祇神となり、一段は是れ高竜と為る。」

雨の神 祈雨祭 祈晴祭

高オカミは山の上の竜神

伊弉諾尊（いざなぎのみこと）（伊佐那岐尊）

伊弉冉尊（いざなみのみこと）（伊佐那美尊）

日本国産みの神、天地開闢大八洲山川草木万物を生産み給ふ安産守護と橘家祈禱加持伝にあり。

安産の神、生命の神、結婚の神。

木花開耶姫（木花佐久夜毘売）（このはなさくやひめ）

安産の神、生花・花道の神

石凝姥命（いしこりどめのみこと）

石工 石屋 研磨の神 鋳物の神 鏡の神

神産靈命（神産巢日之命）（かみむすびのみこと）古事記「神産巢日之命に請したまふ時に、すなはち蛤貝比売と刻貝比売とを遣して、作り活さしめたまふ。」

生命の神、長命祭、命乞祭、医の神

天目一箇神（あまのまひとつのかみ）拾遺「石凝姥神の裔と天目一箇神の裔の二氏を率いて、更に鏡を鑄、劍を造らしむ。……天目一箇をして雑の刀・斧及鉄を作らしめ」伊勢国多度神社の一目連神社の祭神。

鑄物の神 刀劍の神

奥津日子命（奥津彦命）（おきつひこのみこと）

奥津比売命（奥津姫命）（おきつひめのみこと）古事記「大年神……天知迦流美豆比売に娶ひて生める子奥津日子命、次に奥津比売命、亦名大戸比売神、此は諸人の以ち拜く竈神なり。」

竈の神

大綿津見神（大海津見神）（おおわたつみのかみ）神代紀「又海神等を生みませり、少童（わだつみのみこと）と号す母を玉依姫と曰す。」万葉九「海若（わたつみ）の何れの神を齋祈らばか往くさも来さも船の早けむ。」

海の神

八衢彦命（八衢比古命）（やちまたひこのみこと）

八衢姫命（八衢比売命）（やちまたひめのみこと）

久那斗神（くなどのかみ）祝詞「八衢比古、八衢比売、久那斗と御名をば申して辞意へ奉らくは、根国底国より龜（かめ）び疎（と）び来む物に相まじこり相口会ふ事なく」

三柱神とも疫病祭神 盗難除の神

速玉之男命（はやたまのおのみこと）神代紀「盟（むか）ひて曰はく、族（うぶ）離（わか）れむ。又曰はく族負けじと。乃ち唾（つよ）きしたまふ時に化（ま）りませる神の号を速玉之男と曰す。」

縁切の神

菅津別命（菅津別皇子命）（ほむつわけのみこのみこと）垂仁紀「菅津別王は生れて年既に三十なり髻鬚八掬猶ほ泣つること児の如く、常に言はず。……湯河板拳、鵠を献る。菅津別命、是の鵠を弄びて遂に言語ふことを得たり。」
 聾啞者の神 玩具の神

水波能女神（罔象女命）（みずのはのめのかみ）

水の神 瓦の神 氷の神

大山祇神（おおやますみのかみ）神皇正統紀「山の神大山祇の二人の女あり。姉を盤長姫いひながらひと云ふ。是は盤石の神なり。妹を木花開耶姫と云ふ。是は花木の神なり。」

山の神 材木の神 狩猟の神

火産靈神（ほむすびのかみ）

火の神 火薬の神 航空の神

天御中主命（あめのみなかぬしのみこと）

高皇産靈命（たかみむすびのみこと）

創造の神 会議の神

天照皇大神（天照大御神）（あまてらすおおみかみ）

伊弉諾尊伊弉冉尊 二神の御子

統治の神 暦の神 事始の神

埴山姫命（はにやまひめのみこと）

土の神 田畑の神

経津主命（ふつぬしのみこと）

上棟の神 棟上の神 武神

軻遇突智命（迦具土神）（香都知神）（かぐつちのみこと）

火の神

底筒男命（そこつつおのみこと）

中筒男命（なかつつおのみこと）

表筒男命（うわつつおのみこと）

住吉三神 何れも海の神 漁業の神

国常立命（くにのとこたちのみこと）

天地締不動の神 床の神

天忍穗耳命（あめのおしほみのみこと）

稚産霊命（わかむすびのみこと）

五穀の神

瓊瓊杵命（にぎのみこと）

彦火火出見命（ひこほほでみのみこと）

鸕鷀草葺不合命（鵜草葺不合命）（うがやふきあえずのみこと）

熊野夫須見命（くまのふすみのみこと）

造化三柱神 天御中主神・高皇産霊神・神産霊神

五男三女八柱神 田心姫命（たごりひめのみこと）湍津姫命（たぎつひめのみこと）市杵嶋姫命（いちきしまひめ

のみこと）天忍穗耳命（あめのおしほみのみこと）天穗日命（あめのほひのみこと）天津彦根命（あまつひこ

ねのみこと)活津彦根命(いくつひこねのみこと)熊野大隅命(くまのおおすみのみこと)

三 熊野系神社

四国における熊野系神社は、愛媛三十一社、香川三十六社、徳島五十三社、高知百三十八社で高知が圧倒的に多い。高知の分布からみると香美の三十三社を最高に長岡の二十八社がこれに次ぐ。徳島では五十三社のうち三好郡の十四社、美馬郡の十三社を最とする。

高知と長岡、香美と徳島の三好、美馬はその境を接し四国における熊野系神社の稠密地である。何故このように熊野系神社が集団的に創立をみたのであろうか。

すでに「上古時代」で述べたように「続日本紀」に

「孝謙天皇天平勝宝四年八月庚寅捉_ニ京師巫覡十七人_ニ配伊豆、隠岐、土佐等遠国」

とあり「阿波資料」に

「古有_ニ惠伊良美古登_ニ来教_ニ耕耘織織之業_ニ学者抛天平勝宝四年流_ニ京師巫覡十七人_ニ土佐_ニ謂自土佐来_ニ土人謂自伊予来_ニ其墓今在_ニ閑定_ニ」

とあり、また宝暦九年(一七五九)の「東西祖谷山記深山草」に

「初昔祖谷山開山、恵伊良御子、小野姥姿風雲の如く出現し、まず天地之卅六禽を表而三十六名に踏み分ち天地陰陽を形どり東西に分ち巡回の日教を表而東十二名に定め月の中節二十四氣に形どり西廿四名に定む」

とある。

著者西村自登が土佐大豊と香美郡在所の境にある国有林内にて十二基の古墳及び懐剣を発見し、その遺跡、熊野社跡を発見した経過、巫覡のもたらした熊野神社の創立の推移については「上古時代」の項で述べた通りである。

大豊における熊野系神社は次の通りであるが長岡郡二十八社のうち実に二十社を占める。

若一王字宮 寺内 棟札天正二年、長宗我部元親

在宮三所神社 柚木

在宮三所神社 怒田

吉切部王子宮 中内

十二所神社 西峰 棟札永祿十二巳三月二十六日

聖御前神社 立野

五所王子宮 八畝

西川神社 西川 元聖御前と称す

川平神社 川平 元聖御前と称す

熊野神社 粟生

聖神社 西久保

聖神社 連火

熊野十二所神社 桃原

新田神社 大砂子

三所仁井田神社 大久保

十二所神社 中村大王

六社聖神社

日浦

十二所神社

小川

十二所神社

谷

聖神社

磯谷

四 氏 堂

大豊における氏堂としては次に掲げるものがある。

薬師如来 薬師堂

東豊永大平字土居

本堂薬師如来は往古より雲慶の作との、伝記あり、明治九年の火災により、明治十年、五台山竹林寺より勧請
在の当本尊は行基大師の作と申し伝えあり。

堂宇 二間四面 境内坪数七畝十六歩

信徒人員 二十三名

受持僧 定福寺住職

地藏菩薩 地藏堂

東豊永大滝字岡田 真言宗新義派所轄

当本尊は神龜年中行基菩薩の作と云われ其の縁起不詳、

堂宇 間敷 二間四面

境内坪数 七十坪

信徒人員 三十一人

受持僧 定福寺住職

大日如来 日課堂

東豊永大滝字上休場 真言宗新義派所轄

明治十一年光明真言日課を勤める信徒を以って建立せしもの

堂宇 三尺四面

境内坪数 三坪 私有地主門田与市

信徒人員 一人

受持僧 定福寺住職

聖觀世音菩薩 觀音堂

東豊永中内字王子

当郷中觀音の一番札所、人皇四十五代聖武天皇の神龜年中の僧行基による開基と云われている。

堂宇 二間四面

境内坪数 一畝十一歩

境内仏堂 二字

地藏堂 本尊地藏菩薩

大師堂 弘法大師

信徒 三十一人

受持 定福寺住職

無量寿仏・阿弥陀堂

東豊永西峰字山ノハラ 真言宗新義派所轄

明和元年申年新造立

堂宇 二間四面

境内 三十六坪

信徒 二十一人

受持 定福寺住職

薬師如来 薬師堂

東豊永西峰字地頭ノ内 真言宗新義派所轄

明和八年新建立

堂宇 一尺四面

境内 四坪

信徒 十七人

受持 定福寺住職

阿弥陀如来 阿弥陀堂

東豊永西峰字堂後 真言宗新義派所轄

宝永七年新造立

堂宇 一間四面

境内 十四坪

信徒 百二十五人

受持 定福寺住職

阿弥陀如来 阿弥陀堂

東豊永西峰字ウシロ 真言宗新義派所轄

由緒不詳 但し宝永年間新造立

堂宇 一間半四面

境内 二十坪

信徒 四十七人

受持 定福寺住職

薬師如来 薬師堂

東豊永西峰 字テパン 真言宗新義派所轄

元禄元年十一月新造立

堂宇 三尺四面

境内 四坪

信徒 八人

受持 定福寺住職

地藏菩薩 地藏堂

東豊永柚木字堂ノ本 真言宗新義派所轄

古老口碑、棟札によれば、享保十三年九月吉日再建とあり

堂宇 二間四面

境内 百二坪

信徒 七十二人

受持 定福寺住職

地藏菩薩 地藏堂

東豊永怒田字堂ノ西 真言宗新義派所轄

当本尊は昔西村姓の先祖である。西村掃部と長男太郎右衛門と申す者が同村河又より勧請。明治九年類火により宝物一切焼失。明治十四年七月二十三日現堂を再建す。

堂宇 二間四面

境内 九坪

外に堂内に観世音菩薩あり、観音滝より勧請

信徒 三十人

受持 定福寺住職

正観世音菩薩 観音堂

東豊永怒田字堂ノ畝

当本堂は郷中観音の第三番札所、神龜年中行基の開基と云われる。

堂宇 二間四面（四坪）

境内 四畝歩

境内堂宇 遙拝堂

本尊 薬師如来

信徒 七十人

受持 定福寺住職

地藏菩薩 地藏堂

東豊永南大玉字堂ノ本 真言宗新義派所轄
昔高野山より勸請と伝記にあり。

堂宇 一間半四面（四、七坪）

境内 五十二坪

信徒 十人

受持 定福寺

十一面觀世音菩薩 觀音堂

東豊永八畝字堂ノ本

神龜年中行基菩薩の開基と云われる。

堂宇 二間四面（四坪）

境内 六畝歩

境内堂宇一字（遙拝堂）本尊大日如来（三尺四面）

信徒 六十四人

受持 定福寺

地藏尊 地藏堂

東豊永河又字堂脇

文治年間平氏の落人西村掃部なる物本尊を持念仏として勸請安置すると云われる。

堂宇 九尺四面（四坪）

境内 七畝歩

信徒 七戸

受持 定福寺

地藏大菩薩 氏 堂

東豊永立野宮ノ脇 真言宗新義派所轄

天正十六年長宗我部元親氏檢地帳に同村西と云う所に堂床地一代とあり。延宝八申年九月吉日再建とある。

堂宇 一間四面

境内 一畝十一歩

信徒 十六人

受持 定福寺

阿弥陀如来 阿弥陀堂

東豊永西川字タナカ 真言宗新義派所轄

享保七年九月再建立 天明七丁未年霜月葺替の棟札あり。

堂宇 三間四面

境内坪数 九十六坪

信徒 三十五人

受持 定福寺

弘法大師 大師堂

東豊永西川字カンバオカ 真言宗新義派所轄

文政十六年丑歳三日再建立

堂宇 一尺四面(四坪)

境内 四十四坪

信徒 五十八人

受持 定福寺

地藏大師 地藏堂

東豊永土居字小原

袖亀年中僧行基の開基と云われ、定福寺の未寺と伝えあり、天正十六子二月二十二日検地帳に記録あり。

堂宇 二間四面

坪数 二畝二十四坪

境内堂宇一宇 虚空蔵菩薩

信徒 五十戸

受持 定福寺

地藏菩薩 地藏堂

東豊永八川字オカタ 真言宗新義派所轄

元禄十三庚年九月の棟札あり。

堂宇 九尺四面

境内 二畝五歩

境内堂宇 大師堂

信徒 三十六人

受持 定福寺

地藏大菩薩 氏堂

東豊永筏木井ノ谷 真言宗新義派所轄

寛延元辰年十月本願主永尾源兵衛、伊之助権之助

現堂宇建築 弘化三年年二月吉日の棟札あり。

堂宇 二間四面（六坪二合）

境内 九十一坪

信徒 十八人

受持 定福寺

阿弥陀如来

阿弥陀堂

東豊永岩原 新義派所轄

由緒不詳

堂宇 三間四面

境内 二反十四歩

信徒 七十五人

受持 定福寺

地藏菩薩 地藏堂

東豊永西峰字峰 真言宗新義派

当本尊は昔西村姓の先祖が勧請したものと伝記にあり。

堂宇 二間四面（四坪）

信徒 八戸

境外仏堂、中岩原八十八ヶ所本尊

普賢菩薩

文殊菩薩 氏堂

西豊永下土居カミワタド 真言宗新義派

由緒不詳 但し享和二年の棟札あり。

堂宇 九尺四面

境内 二十四坪
信徒 二十二入

十一面観世音菩薩 観音堂

西豊永サガ山本名

袖亀年中僧行基の開基の由来あり。

如意輪観世音 観音釈迦堂

西豊永上東

僧行基の作と伝記あり。

信徒 三十戸

境内 一畝十二歩

地藏菩薩 地藏堂

西豊永安野々 真言宗新義派所轄

棟札に安永五年申十一月吉日願主当村名本義左右エ門、現当建築慶応二年四月吉日

堂宇 奥行九尺間口一間

境内 十六坪

信徒 十一戸

受持 定福寺

地藏菩薩 地藏堂

長岡郡西豊永川戸 真言宗新義派

由緒不詳

棟札 宝曆二年九月吉日 現堂建築明治二十二年五月吉日

堂宇 一間四面

境内 二十一坪

信徒 二十二戸

受持 定福寺

薬師如来 薬師堂

西豊永連火字 堂ノ本 真言宗新義派

元文二巳年六月二十二日の棟札あり由緒不詳

堂宇 九尺四面、境内一反六畝

信徒 二十七戸

受持 定福寺

聖観世音菩薩 観音堂

西豊永西久保

当郷中七観音の六番、僧行基の開基の由来あり。其の他不詳

十一面観音尊 観音堂

西豊永桃原字オチト畝ノ上

当郷中七観音の第七番にして棟札に天正二甲戌年八月吉日とあり、現堂宇明治二十五年十一月吉日建築
境内 一反八畝五歩

地藏大菩薩 地藏堂

西豊永長淵 真言宗新義派

由緒不詳棟札に元禄七年十月吉日（一六九四）（但し不動尊火焰裏に于時永享（不詳）（一四三〇）二年八月七日と有り）

現堂宇建築 安政四年巳十月吉日

堂宇 二間四面、境内坪数 四畝十二歩

信徒 五十戸

受持 定福寺

薬師如来 薬師堂

西豊永大砂子

棟札に慶安五年（一六五二）辰三月吉日定福寺とあり。由緒不詳

堂宇 二間四面 境内堂宇 大師堂

境内 一反五畝三步

信徒 六十三戸

受持 定福寺

薬師如来 薬師堂

西豊永大久保 真言宗新義派所轄

由緒不詳棟札寛永十六年（一六三九）二月吉日、現堂建築 天明六年十二月吉日

堂宇 二間四面 堂内仏堂大師堂

境内 二反四畝七歩

信徒 三十七戸

受持 定福寺

地藏菩薩 地藏堂

東豊永三津子野

由緒不詳 棟札元禄六辛酉八月吉日（一六九三）現堂宇建築明治十四年七月吉日

聖観音菩薩 観音堂

東豊永川井

棟札寛文八年十一月吉日（一六六八）現堂建築天保十二年丑九月吉日造（一八四一）

阿弥陀如来 阿弥陀堂

東豊永高原

由緒不詳棟札明和四年九月吉日（一七六七）現堂建築天保十二年霜月吉日（一八四一）

阿弥陀如来 阿弥陀堂

東豊永野々屋

棟札明和元年九月吉日（一七六四）現堂明治二十九年五月吉日建築

阿弥陀堂一字

東豊永土居番

棟札延宝六戊午年二月吉日（一六七八）現堂建築弘化元辰年造とあり。（一八四四）

地藏堂一字

東豊永三谷

棟札文祿五丙申年七月吉日（一五九六）現堂建築明治七年四月吉日

弘法大師 大師堂

西豊永興大田向ヒ屋敷 真言宗智山派

勸請年月不詳 類焼のため戦後再建

堂宇 二間四面 境内坪数九坪

信徒人員 二十五名

受持 豊楽寺所屬

観音菩薩 観音堂

西豊永西梶ケ内字別宮

観音菩薩 正観音堂

西豊永東梶ケ内字堂敷

南路志 正観音堂堂敷会毎月十八日堂床五代别当右ニ同本尊者宝永七寅年加彩色京師大仏師福田院卓

観音菩薩 正観音堂

西豊永西窪字堂ノ畝

南路志 正観音堂堂畝会毎月九月十八日堂地二代林三十間ニ二十間

観音菩薩 観音堂

西豊永中屋黒石西ノ宮 真言宗智山派

南路志 会九月十八日堂床三代

受持僧 豊楽寺

地藏菩薩 地藏堂

大杉磯谷字タワゴエ

南路志 地藏堂越鳥会毎月二十四日豊楽寺持堂床三代林十間四方

堂宇 二間四面 境内一四六坪

地藏菩薩 地藏堂

大杉尾生字スミトウ六一七 地藏堂宮ノ前豊楽寺持堂地三代林八間二二間

堂宇二間四面 境内一〇六坪七二

観音菩薩 馬頭観音堂

大杉川口字モトトイ五五九

南路志 馬頭観音堂古土居会六月五日堂床四代四歩林十四間二十六間

堂宇二間四面 境内四三七坪九〇

例祭旧八月二十四日

阿弥陀如来 阿弥陀堂

大杉葛原村宮ノ本七四〇

南路志 阿弥陀堂村本会六月十四日堂床八代

堂宇 三間に二間 境内六五坪二八

例祭日 旧七月二十一日

弘法大師 大師堂

大杉日浦字宮ノ前一八六

南路志 正観音堂チノ会年中五度堂社床五代四歩林六間ニ五間

// 古味池東会年中五度堂床二代

地藏堂野宮 大師堂二坪八九 例祭旧七月二十一日

観音堂二坪 例祭旧九月二十四日

地藏菩薩 地藏堂

立川上名字寺田ノ下十四

南路志 地藏堂寺屋坂会七月二十四日豊楽寺持堂床三間ニ八間

堂宇六坪 例祭旧二月二十四日

阿弥陀如来 阿弥陀堂

立川上明字ツボウクワ一ニ二一

阿弥陀堂千本会正月十五日堂床三代林東西六間ニ八間、宝永七年於豊楽寺再興
堂宇一坪九九 例祭旧三月十五日

弘法大師 大師堂

立川下名字フキノモト二〇〇五 大師堂一ノ谷

堂宇一坪五〇 境内一四〇坪二〇

例祭旧三月二十一日

阿弥陀如来 阿弥陀堂

立川下名字テラジ六〇八

南路志 阿弥陀堂井会旧正月十一日堂地三代二歩林東西三十二間ニ十八間豊楽寺持

堂宇六坪七五 境内七一坪三四

観音菩薩 観音堂

立川上名字ツボクリ岩岩三五六

堂宇二坪五六 境内一二二坪四九

例祭 旧三月十四日

地藏菩薩 地藏堂

大杉畝岩字カゲヤマ四九

地藏堂シキモト 会正月二十四日堂床一步林三間ニ二間豊楽寺持、宝永七寅年新ニ建立

堂宇 四坪 境内四一坪

例祭 旧七月二十四日

観音菩薩 観音堂

大杉谷字カヂヤニ八六

十一面観音堂敷 会正月十八日堂地三代林八間ニ二間豊楽寺持

堂宇五坪五三 境内一九四坪四五

例祭 旧七月十七日

この堂は大正中期新建立、名工藤本豊三郎の作、豊楽寺処属佛堂中最高

観音菩薩 観音堂

大杉穴内カゲ三八四二

堂宇六坪 境内二四〇坪一八

例祭 旧六月十二、十三

右仏焼失 元文二年再興

弘法大師 大師堂

大杉中村大王一八四四

堂宇十二坪八八 境内一三五坪

例祭 旧八月二十日、二十一日

南路志 阿弥陀堂 堂床二代

弘法大師 大師堂

大杉穴内字カラガトウ五二七七

堂宇七坪 境内一一八坪一六

例祭 旧十月二十一日

地藏菩薩 地藏堂

大杉小川字宮ノ前一六四五

堂宇三坪二四 境内三四坪

例祭 旧八月二十四日

観音菩薩 観音堂

大杉川口字モトトイ五五九

南路志古土 会六月五日堂床四代四歩林十四間二十六間

堂宇七坪八八 境内四三七坪

例祭 旧八月二十四日

薬師如来 薬師堂

天坪久寿軒二三九六

南路志 薬師堂本堂ノ会七月七日堂床二代林七間ニ九間

堂宇十坪 境内一八九坪

例祭 旧六月二十日、二十一日

昔から百万辺祈願あり。

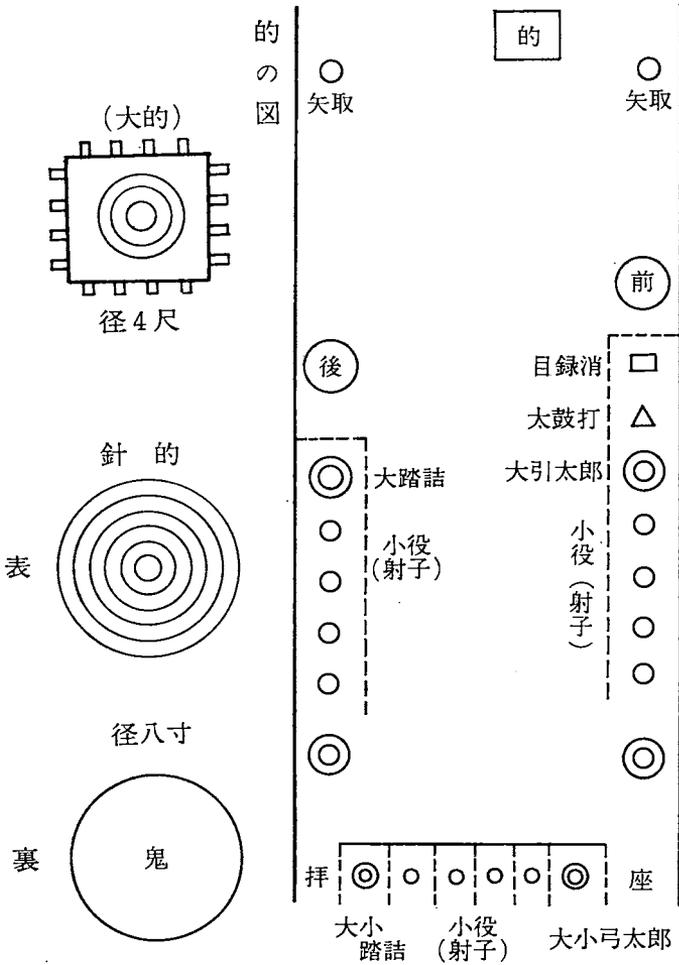
観音菩薩 十一面観音堂

西豊永西庵谷

南路志 十一面観音堂上トチノ木 会毎月十八日堂床一代三步豊薬寺支配

五 射礼ももて百ももて手

神祭に射礼を用いる故事は神代にはじまると伝えられるが、大豊の地における射法は「小笠原流」であり、小笠原備中守豊永が豊永三郷一万石の領主として阿波大西城の支城たる下土居城に入って以来のものと考えられる。もともとは小笠原氏の祖は新羅三郎義光以来武芸並に弓馬の師範であったので、鶴ヶ岡八幡宮、由比ヶ浜等の古例にならったものと云われる。



射場の前方に矢罫を設け、的の附近に矢取の座である土塁又は凹所を作る。的は蛇の目形の円を描き裏に「鬼」字を三ヶ所に書き、大的二個、中の一、小の一、的の中央前の薄割板を射的とする。射座には真菰を敷き、左右前後に齋木を立て注連縄を張り、更に幕にて囲う。役者として目録消、太鼓打、射子、矢取があり、何れも袴を着用し、脇差を佩用する。この百々手を図示説明すれば次の通りである。

拝座説明（射子十二人で編成）

一、的始め、神職拝座に進み清祓の式を行的場に近より弓及び矢三人前をもって天神地祇五方を拝し射始めを為す。

二、三度弓、拝座にすすみ、前後弓太郎踏詰二人当拝を為す。

前後十二人三度弓を射る。

三、二十五留、拝座にて前と同様の拝を為す。ついで役者二十五度的に向い弓を引く。

四、打取、弓太郎より一人づつ前後打取りのこと。

五、支度、神職以下役者、名本、矢取、太鼓打、目録消共十八人神酒及び支度を為す。同時に的の懸換を為す。

六、打隠、礼式、打隠しは萱の穂心を数十本束ねて長さ三寸程に切り、拝座弓太郎前に供えおきたる物を大弓太郎が大踏詰座より緩歩して相手方より之を取り、産土神社の御前におさめる。弓太郎は踏詰前後共拝座にて礼拝す。

七、百々手終了

八、竹矢、竹の矢を作り空中に射放す。（大弓太郎）これは悪魔祓いである。

九、皇室に前後共三度弓を的に向って射る。ついで境内社へ十二人

更に山祇神へ十二人、鎮守神へ十二人、氏仏へ十二人、若宮へ十二人、天神へ十二人、八幡へ十二人、日天月天

へ十二人、大峰神社へ十二人、伊勢神宮へ十二人、八坂神社へ六人、住吉神社へ六人、大師へ六人、文珠へ六人、

薬師へ六人、滝宮へ六人、あみだへ六人、三社山祇神へ六人、惣山神へ十二人、惣荒神へ十二人

十、針金的、竹の輪に紙を張り、的として前後共二度打取る。この場合は役者は勿論、参拝人共静粛にする。これは

平安鎮護を祈願する荒神矢であるからとしている。

右の百々手射礼は天正年間（一五七三——一五九〇）穴内村の給人（長宗我部氏の臣）である原佐介が主人元親に従つ

て出陣のみぎり百々手を行ったことに始まる。その後山内家の治政となり中絶していたが、同村名本甚左衛門が心願あり、小笠原流を以って復活し、今日に及んだと同甚左衛門の養子孫である名本甚左衛門の宝暦十一年（一七六一）の記録がある。